十一	［略］	［略］	［略］	［略］
十二	［略］	［略］	［略］	［略］
十三　岩手県、宮城県、福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によって調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によって調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人
十四　双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	林業及び水産業の従業者数	国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・九二九を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数を合算した数とする。	人
十五　宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・八六九を乗じて得た数を合算した数とする。	人

八	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十　岩手県、宮城県、福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によって調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によって調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人